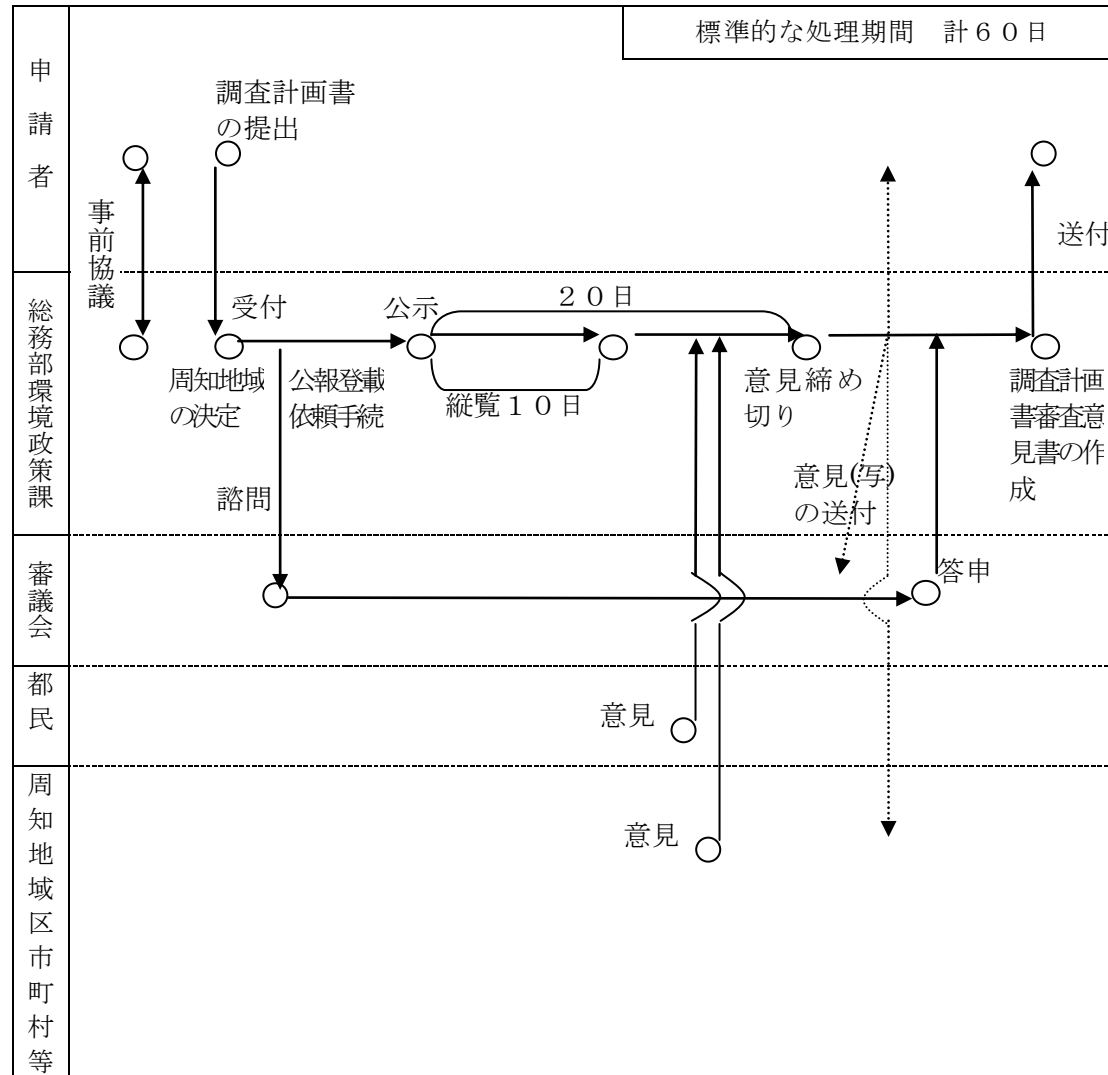


事務処理フロー図

作成部署 環境局総務部環境政策課アセスメント調整担当 電話 42-178

事務名 調査計画書の受付に基づく審査意見書の送付

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	事前協議	条例、規則、指針等に係る諸手続等について事前のご相談（協議）に応じます。
2	周知地域の決定	調査計画書の提出を受けたときは、条例の規定に基づき、周知地域を定めます。
3	公報掲載依頼	調査計画書の縦覧等について、東京都公報への掲載の依頼を行います。
4	公示・縦覧	調査計画書を公示し、公示の日から起算して10日間縦覧します。
5	意見（写）の送付	意見書の提出があったときは、写しを事業者、審議会、周知地域区市町村に送付します。
6	調査計画書審査意見書の作成	審議会からの答申を受けたときは、都民等の意見を勘案し、環境保全の見地から審査意見書を作成します。
備考		<ul style="list-style-type: none"> 縦覧期間には、土、日、祝日を含みます。 技術指針、規則で定める構成基準に基づき作成されていない場合などは、標準処理期間以上の期間を要します。 事前協議に要する期間は、標準処理期間に含みません。